

《 事務所ニュース 2020年1月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

謹賀新年

旧年中は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申しあげます
本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和2年 元旦

外国人雇用状況の届出に在留カード番号の記載が必要

◆ 外国人雇用状況の届出について

すべての事業主は、外国人労働者（特別永住者と在留資格「外交」・「公用」の者を除く）を雇い入れた際、または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

この届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合には、30万円以下の罰金の対象となります。

◆ 外国人雇用状況の届出に在留カード番号の記載が必要に
令和2年3月1日以降に雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要となりました。現在は外国人の氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域、資格外活動許可の有無についてのみ記載が求められています。在留カードの番号の届出にあたって事業主は、当該在留カードの番号について、在留カードにより確認しなければならないこととされています。

◆ 届出方法について（令和2年3月1日以降）

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合とで異なります。

○ 雇用保険の被保険者となる外国人の場合

「雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】」が必要になります。この別様式に在留カード番号を記入し、雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒にハローワークに提出します。

別様式での届出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正（在留カード番号記載欄が追加）されるまでの暫定運用です。様式の改正は、令和2年度中の予定です。

○ 雇用保険被保険者以外の外国人の場合

「外国人雇用状況届出書」（様式第3号）に在留カード番号の記載欄が追加されますので、在留カードの番号を記入します。

令和2年2月29日以前に雇入れ、離職のあった外国人の届出については、令和2年3月1日以降も経過措置として、これまで通りの届出様式で申請ができます。

高齢者雇用の雇用状況～厚生労働省調査より

◆ 65歳までの高年齢者雇用確保措置はほぼ100%

厚生労働省は、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和元年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）を公表しました（従業員31人以上の企業161,378社の状況をまとめたもの）。

同調査によれば、65歳までの雇用確保措置のある企業は99.8%と、ほぼ100%となっています。

◆ 定年制の廃止、引上げを講じる企業割合が微増

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年制の廃止」を講じている企業は4,297社、2.7%（対前年0.1ポイント増加）、「定年の引上げ」を講じている企業は31,319社、19.4%（同1.3ポイント増）、「継続雇用制度の導入」を講じている企業は125,501社、77.9%（同1.4ポイント減）となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高いものの、定年制度の見直しを講じる企業がわずかながら微増していることもわかります。

◆ 66歳以上働ける制度のある企業が増加

66歳以上働ける制度のある企業の割合も増加しています。66歳以上働ける制度のある企業は49,638社（同6,379社増）、30.8%（同3.2ポイント増）、70歳以上働ける制度のある企業は46,658社（同6,143社増）、28.9%（同3.1ポイント増）となっています。66歳以上働ける制度のある企業は、大企業、中小企業共に増加してきていることがわかります。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行